

公益社団法人福岡県医薬品配置協会研修運営委員会会則

[名 称]

第1条 本会は、公益社団法人福岡県医薬品配置協会研修運営委員会と称する。

[目 的]

第2条 本会は、公益社団法人福岡県医薬品配置協会が行う資質向上研修を円滑かつ効果的に実施するため、必要な業務を行うことを目的とする。

[業務内容]

第3条 本会は、次の業務を行う。

- 1 研修会の研修内容及び運営方法について検討する。
- 2 研修会の実施方法及び実施要領等について検討する。
- 3 その他本会の目的を達成するために必要な業務を実施する。

[事務局]

第4条 本会の事務局は、公益社団法人福岡県医薬品配置協会に置くものとする。

[委 員]

第5条 本会の委員は、次のものをもって構成する。

- 1 公益社団法人福岡県医薬品配置協会役員
- 2 教育・学術等関係者及び消費者等

[役 員]

第6条 本会には、次の役員をおくこととする。

- 1 委員長 1名（公益社団法人福岡県医薬品配置協会役員）
- 2 副委員長 2名（教育・学術等関係者及び消費者等）

[任 期]

第7条 役員の任期は1ヵ年とする。ただし、再選は妨げない。

[委員会]

第8条 委員会は、委員長が必要と認めるときに随時召集する。

- 2 委員会には教育・学術等関係者及び消費者等の委員が必ず1名以上出席していることとする。

[議 長]

第9条 委員会の議長は、委員長もしくは委員長が指名する委員をもってあてる。

[議 決]

第10条 委員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

[その他]

第11条 本会則に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

2 本会則について、改正の必要が生じた場合は委員会で協議の上決定する。

附 則 この会則は、平成22年8月24日から施行する。

公益社団法人福岡県医薬品配置協会

令和4年度登録販売者の資質向上のための外部研修実施要領

1 目的

この要領は、令和4年3月29日付薬生発 0329 号第4号及び第5号の厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知に基づき、配置販売業者から委託を受けて実施する登録販売者の資質向上のための外部研修について必要な事項を定めるものとする。

2 研修の対象者

研修の受講対象者は、受講を希望する配置販売業者の下で従事する登録販売者とする。

研修を委託する配置販売業者は、公益社団法人福岡県医薬品配置協会に別紙②の委託申請書を提出するものとする。

3 研修の内容

平成27年4月改訂版「登録販売者試験問題作成の手引き」等を教材とし、別紙①に掲げる研修内容と時間数を行う。

4 研修の時間数

時間数は毎年定期的かつ継続的に12時間以上の研修を行う。

5 研修の実施方法

実施方法は12時間の通信講座（個人学習）とする。本来は、6時間の講義形式（集合研修）と6時間の通信講座（個人学習）の組み合わせが基本であるが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のための特別措置とする。

6 研修の実施機関

公益社団法人福岡県医薬品配置協会は登録販売者の資質向上のため、研修の専門性・客観性・公平性を確保するものとする。

7 研修の客観性の確保

研修の客観性を確保するため、教育・学術等の関係者の参画する研修運営委員会を設置し、研修の運営、形式、内容、時間数、修了証の交付等について検討し実施要領を定めるとともに、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の指導を受けるものとする。

8 研修の透明性の確保

研修の透明性を確保するため、実施計画、実績の情報を公表し、当該研修の受講を希望する者は原則としてすべて受講できるように配慮する。併せてホームページにより公表する。

9 研修受講料

公益社団法人福岡県医薬品配置協会会員	1人	2,200円
当協会非会員	1人	10,000円

10 研修修了証の交付

受講者の受講状況を確認し、通信講座（個人学習）による課題の7割程度の正解で研修を修了したとみなし、修了証を交付する。

研修修了者の氏名や研修内容は、実施機関として6年間は適切に記録・保管する。

また、研修を委託した配置販売業者は、受講対象者が研修を受けたことを修了証等で確認すること。

なお、研修修了証の交付を受けた者は、研修修了証を携帯するものとする。

11 研修の届出等

実施する研修の概要について、あらかじめ厚生労働大臣及び福岡県保健医療介護部薬務課に届け出る。

また、研修の終了後、研修修了者氏名をホームページで公表するとともに、厚生労働大臣及び福岡県保健医療介護部薬務課に届け出るものとする。

公益社団法人福岡県医薬品配置協会ホームページアドレス
<http://www.fukuhaikyou.org>

公益社団法人福岡県医薬品配置協会 令和4年度既存配置販売業者の配置員の資質向上研修実施要領

1 目的

この要領は、平成21年3月31日付け薬食総発第0331001号厚生労働省医薬食品局総務課長通知に基づき、既存配置販売業者から委託を受けて実施する資質向上研修について必要な事項を定めるものとする。

(また、研修会場や講師の事情等により、既存配置販売業者の配置員の資質向上研修と登録販売者の資質の向上のための研修を併せて実施しなければならない場合にも対応させることとし、平成24年3月26日付け薬食総発0326号第2号厚生労働省医薬食品局総務課長通知にも適合させるものとする。)

2 研修の対象者

研修の受講対象者は、研修を委託する既存配置販売業者の下で従事するすべての配置員とする。

なお、研修を委託する既存配置販売業者は、公益社団法人福岡県医薬品配置協会に別紙2の委託申請書を提出するものとする。

3 研修の内容と時間数

平成27年4月改訂版「登録販売者試験問題作成の手引き」等を教材とし、別紙①に掲げる研修内容と時間数を行う。

4 研修の実施方法

実施方法は30時間の通信講座（個人学習）とする。本来は、15時間の講義形式（集合研修）と15時間の通信講座（個人学習）の組み合わせが基本であるが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のための特別措置とする。

5 研修の客観性の確保

研修の客観性を確保するため、教育・学術等の関係者の参画する研修運営委員会を設置し、研修の運営、形式、内容、時間数、修了証の交付等について検討し実施要領を定めるとともに、福岡県保健医療介護部薬務課の指導を受けるものとする。

6 研修の透明性の確保

研修の透明性を確保するため、実施計画、実績等の情報を公表し、当該研修の受講を希望する者は原則としてすべて受講できるように配慮する。併せてホームページにより公表する。

7 研修修了証の交付

受講者の受講状況を確認し、試験を実施して受講者の評価を行い、修了証を交付する。受講者は研修修了証を携帯するものとする。

8 研修の届出等

実施する研修の概要について、あらかじめ厚生労働大臣及び福岡県保健医療介護部薬務課に届け出る。

また、研修の終了後、研修修了者氏名をホームページで公表するとともに福岡県保健医療介護部薬務課に届け出るものとする。